

令和7年度 日向市過疎地域振興基金事業

～企画提案を募集します！～

人口減少・高齢化の急速な進行によって、地域活力が減退し、コミュニティ機能を維持できない集落の増加等が危惧される過疎地域(※)において、市民の皆さん自身が企画・運営する「**元気で活力ある持続可能な地域づくり**」活動に対して、日向市過疎地域振興基金事業補助金を交付します。

※過疎地域…「旧東郷町域」のことをいいます。

募集期間

令和7年10月6日(月) から 10月31日(金) 午後5時 まで

応募方法

下記の提出書類を作成し、『日向市東郷総合支所 東郷地域振興課』まで直接お持ちください。

☐ 企画提案書兼交付申請書(様式第1号)

☐ 団体の運営に関する規約等

☐ 事業計画書(様式第2号)

☐ 団体の会員名簿

☐ 収支予算書(様式第3号)

☐ その他の参考資料等

☐ 団体概要書(様式第4号)

※様式は市HP等でダウンロード可能

補助対象団体

☐ 市内に活動拠点がある非営利活動団体

☐ 宗教活動や政治活動を行わない団体

☐ 5人以上の会員で組織している団体

☐ 暴力団関係者が含まれていない団体

☐ 組織の運営に関する規約などがある団体

※以上の要件をすべて満たす団体

補助対象事業

- ① 住民ニーズや地域課題の把握及び解決を図るための事業
- ② 集落間の連携構築事業
- ③ 住民同士の交流を促進するための事業
- ④ 過疎地域を支える担い手の育成事業
- ⑤ 安全・安心な地域づくりを促進するための事業
- ⑥ 住民の福祉の増進を図るための事業
- ⑦ 住民の地域保健・健康増進を図るための事業
- ⑧ 生活環境を改善するための事業
- ⑨ 教育・文化の振興を図るための事業
- ⑩ その他日向市東郷地域振興計画に掲げる課題解決を図る事業



補助率(補助金の限度額)

予算の範囲内において、補助対象経費から国、県等からの補助金等を控除した額の**4分の3以内の額(千円未満は切り捨て)**です。

なお、審査会における審査結果に応じて、提案事業ごとに補助率が決定されます。

補助対象経費

事業の実施に直接的に必要な経費であり、かつ、交付決定の日から令和8年3月31日の間に支払いを完了した経費とします。詳細は、下記表のとおりです。

科 目	補助対象となる主な経費	備 考
報償費	講師や出演者等への謝金	1. 1人又は1団体当たりの謝金は、30万円以内とする。 2. 総事業費に占める割合は、30%以内とする。
	参加者への賞品若しくは賞金又は参加賞	1. 1人又は1団体当たりの賞品又は賞金に係る費用は、30万円以内とする。 2. 1人当たりの参加賞に係る費用は、1,000円以内とする。 3. 総事業費に占める割合は、20%以内とする。
交通費	講師や出演者等の旅費	
	講師や出演者等との事前の打合せ等のため市外へ旅行する場合の旅費	
消耗品費	事務用品、材料、道具等の購入又は資料の作成に要する費用	
食糧費	講師、出演者等(補助対象団体の構成員を除く。)に提供するお茶代	
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用	
燃料費	灯油、ガソリン等の購入費用	団体の所属会員に支給するものは除く。
光熱水費	電気、ガス、水道料等	団体の所属会員に支給するものは除く。
通信費	電話料、郵便料等	団体の所属会員に支給するものは除く。
広告費	新聞広告料等	
手数料	口座振込手数料等	
保険料	イベント等の開催時に加入する保険料等	
使用料・賃借料	会議、イベント等で使用する施設使用料、物品の賃借料等	
委託料	専門的知識、技術等を要する業務の委託費用	

お問い合わせ先

日向市東郷総合支所 東郷地域振興課 地域振興係
 〒883-0106 日向市東郷町山陰辛237番地1
 TEL:0982-69-2111 FAX:0982-69-2398
 E-mail:togo-tiiki@hyugacity.jp